

| | | | | | |
|---|------------|---|---|---|------------|
| 河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸に関する工事 | 河川 砂防 | 河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸に関する工事 | 砂防（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に関する工事 | 砂防法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第二条第五項に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に関する工事 | 港湾 土地改良 |
| 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備 | 港湾 林業施設 | 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備 | 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備 | 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備 | 港湾 林業施設 |
| 林道、林地荒廃防止施設その他の林地又は森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失又は崩壊の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林 | 林道 土地整理 | 林道、林地荒廃防止施設その他の林地又は森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失又は崩壊の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林 | 林道、林地荒廃防止施設その他の林地又は森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失又は崩壊の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林 | 林道、林地荒廃防止施設その他の林地又は森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失又は崩壊の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林 | 林道 土地整理 |
| 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業 | 工业用水道 | 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業 | 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業 | 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業 | 工业用水道 |
| 道の布設に関する事業 | 水道 | 道の布設に関する事業 | 道の布設に関する事業 | 道の布設に関する事業 | 水道 |

産炭地域において実施される特定の公共事業及び失業対策事業等に要する経費に対する国の負担又は補助について特例を設けることにより、これ

らの事業等の円滑な実施を図り、もつて産炭地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○細谷議員 本案施行に要する経費は、約七十億円の見込みである。

私は提出者を代表し、ただいま議題となりました産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時条例に関する法律案につきまして、その提案理由及び旨を御説明申し上げます。

エネルギー消費形態の変革に伴う石炭鉱業の構造的不況は、石炭鉱業の急速な合理化ないし整理を余儀なくし、多数の炭鉱の休廃山、関連産業の倒産、炭鉱離職者の大量の発生等を招来したのであります。これが産炭地経済及び住民に与えた打撃はきわめて大きく、重大な社会問題を惹起していることは、御承知のことおりであります。

このため、従来から石炭企業の合理化対策、離職者対策、産炭地振興対策等の各般の対策が講ぜられてきたのでありますが、産炭地経済は全面的に石炭鉱業に依存している場合が多いため、石炭鉱業の不況は、他産業の不況を招き、離職者の同地区他産業への雇用吸収を困難にするばかりでなく、離職者の過去の生活環境、年齢構成、技能程度等の諸条件から、他地区への労働移動もおのずからきびしい限界が生ずる結果となっているのであります。

したがって、産炭地域の根本的振興策を講ずるために、何よりも石炭産業にかかる新たな産業を誘致、育成することが急務となつてゐるのであります。そのためには、まず、立地条件の不利等による輸路を開拓するため、道路、港湾、用水、その他産業基盤施設の急速な整備が要請されているのであります。このような観点に立つて、一昨年十月産炭地域振興基本計画が樹立され、同十一月には全国九地区の振興実施計画が策定されているのであり、この計画の完全な実施により、初めて産炭地帯の造成と地域社会全体の均衡ある発展が期せられるのであります。

しかししながら、この計画を進めて行く上で非常に大きな問題点があるのであります。それは産炭地振興事業は、国、地方公共団体、公団公社その他の関係機関がそれぞれその実施を分担するものであります。何と申しましてもその中核となる機関は地元の地方公共団体であります。しかしその産炭地地方公共団体が現在財政的に非常に苦境に立っているのであります。すなわち、第一に、産炭地経済が全面的に石炭鉱業に依存しているため、石炭不況の浸透によって鉱産税、固定資産税、住民税等の石炭関係諸税が激減する一方、地方税一般の徴収状況も著しく低下してきました。あります。第二は、離職者の大量発生と滞留により失業対策事業費及び生活保護費、教育費が激増したことあります。第三は、鉱業権者の無資力等により地方全公団体が支弁する鉱害復旧事業費が増加したことあります。そのほか炭鉱施設の移管等の一時的経費も増加しております。

この結果、関係市町村の財政力指数は、年々悪化の傾向をたどり、たとえば産炭地全体では昭和三十五年度の七六・六%が昭和三十七年度には六七・二%となり、特に石炭産出市町村のみでは、昭和三十五年度の六八・六%が昭和三十七年度の五五・三%と低下しているのであります。

以上申し述べましたように、現状のままで、産炭地地方公共団体は、失業対策、生活保護、準備保護児童対策等の当面の対策に追われ、産業基盤整備等の新たな財政負担は不可能に近く、産炭地の体質改善を目ざす産炭地域振興実施計画も絵にかいたもじとなる危険性が強いのであります。

公共事業についての国庫負担の特例制度として、現に後進地域の開発に関する公共事業にかかる国の負担割合の特例に関する法律がありますが、この制度は、市町村に適用がないのみならず、一般的な後進地域の開発促進を目的とし、産炭地域振興事業のごく緊急かつ集中的に行なわ

れる事業には不十分な財政措置しか期待されず、実情に即さないことは、さきの第二次石炭調査団の答申が強く指摘しているところであります。また失業対策費等については、通常地方交付税制度により所要の財源措置が講ぜられるのであります。これまた産炭地のごとく、地域内世帯数のうち相当数が失業対策なし生活保護の対象となるような異常な事態となってまいりますと、地方交付税制度のワク内で財政措置を講ずることは著しく困難となるのであります。

したがいまして、この際、国は、産炭地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上をはかるため、産炭地域振興上必要な公共事業を中心にして災害復旧事業並びに当面財政需要の旺盛な失業対策、生活保護事業等について国の負担割合を高め、産炭地地方公共団体の負担を軽減せしめるとともに、これら事業の円滑な実施を推進する制度を創設することが緊急不可欠のことと存する次第であります。

以上が本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、適用団体についてであります。すでに該不況による影響の著しい地域を指定しておりますので、この法律案においては、これらの地域所とされるものであります。

第二に、一般に産炭地域として産炭地市町村及びこれら市町村を包括する道府県に対する特別の財政措置についてであります。産炭地振興臨時措置法第一条により指定される産炭地市町村及び簡易水道等については、国が負担し、または助すべき割合を、おおむね現在奄美群島振興事業において採用している特例措置程度まで引き上げ

ようとするものであります。この結果、道路工事は十分の八から十分の九までの国庫補助率となり、その他河川、砂防は十分の九、港湾は全額、土地改良は十分の四・五から十分の七・五まで、林業施設は十分の三から十分の六・五まで、土地区画整理は、三分の二、工業用水道は十分の五から十分の七まで、簡易水道は十分の八のそれぞれ高率の補助負担率となるのであります。

なお、この特例の対象となる具体的事業は、通常産業大臣が主務大臣と協議して指定することとしております。

その二是、災害復旧事業費についてであります。公共土木施設等の災害復旧事業費については、通常公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、災害復旧事業費の標準税率に対する割合に応じ、国の負担率が定まることとされているのであります。この算定された率が五分の四に満たない場合であっても五分の四まで引き上げようとするものであります。

第三は、産炭地域のうちでも特に石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域として産炭地域振興臨時措置法第六条により指定された市町村に対する特別の財政措置についてであります。なお、この市町村には、第一の特例措置もあわせ講ぜられるものであります。

その一は、失業対策事業費についてであります。失業対策事業に要する経費については、労力費三分の一、資材費二分の一、事務費三分の二の国庫補助が行なわれておりますが、これを五分の四まで引き上げようとするものであります。

その二は、生活保護費についてであります。生活保護事業については、各種国庫補助が行なわれておますが、このうち、いわゆる保護費については十分の八の負担、行政事務費については一分の一の予算補助が行なわれておられます。これを十分の九の国庫負担としようとするものであります。

その三是、国民健康保険事業についてであります。国民健康保険事業については、国は結核等を

除いて疾病にかかる療養の給付及び療養費の支給を要する費用について百分の二十五の負担を行なうこととされておりますが、これを百分の四十の負担に引き上げようとするものであります。

第四は他の国庫負担の特例措置との関係であります。

この法律案により産炭地域振興事業にかかる国の補助負担割合は相当程度引き上げられることになりますので、この法律の対象となる事業費については、後進地域にかかる国庫負担のかさ上げ制度は適用しないこととするものであります。

第五は、この法律の存続期間であります。この法律案は、本年度予算から適用、産炭地域振興事業が一段落し、産炭地域振興臨時措置法が失効する年の昭和四十一年度分の予算まで適用することとしようとするものであります。

第六は、この法律の存続期間であります。この法律案は、本年度予算から適用、産炭地域振興事業が一段落し、産炭地域振興臨時措置法が失効する年の昭和四十一年度分の予算まで適用することとしようとするものであります。

○加藤委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○加藤委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

本日も、参考人として、石炭鉱業合理化事業団理事の町田幹夫君に御出席をいたしております。

それでは、質疑の通告がありますのでこれを許します。多賀谷眞穂君。

多賀谷眞穂君、朝鮮戦争による石炭のブームが終つて、特に、根幹となる道路、河川、砂防、港湾、土地改良、林業施設、土地整理、工業用水道、及び簡易水道等については、国が負担し、または助すべき割合を、おおむね現在奄美群島振興事業において採用している特例措置程度まで引き上げ

日本満鉱業あるいは高倉鉱業等が閉山をし倒産をした。こういう事態が起きました。そのときに私は、この倒産はまさに流通機構におけるしわ寄せが中小炭鉱にあらわれたんだ、こういうように把握をしたわけです。それは結局中小における流通機構の確立がなく、そうして戦争から戦後にかけて、炭鉱が非常によかつた時代に、いわば契約違反をしながら高いところにどんどん売ったといふことの反撃があらわれて、そういう中小炭鉱がばたばた倒れた、こういう事実に接したわけです。そのときに、当時社会党は左右両派ありますけれども、左右両派の共同提案として、石炭鉱業安定法をつくって、少なくとも販売はやはり一本化する必要がある。販売で競争するというのではなく、およそ石炭においてはあまり意味がない。石炭は、大臣御存じのように、下にある、地下の資源を地上に出す作業ですから、そこには製品の品質の向上とか、そういうものが比較的ない。ですから販売で競争しても、そこに非常に技術が進歩するとか、そういう点が決して見られぬ。ですから販売の競争は、自由主義経済における石炭についてはあまり意味がない。むしろいろいろなところで弊害が出る、こういうことを當時話したわけです。

御存じのようないまイギリス、フランスは国有、公社の形態をとっていますけれども、西ドイツも、これは私企業ではありますけれども、販売は一本化しておるわけです。三つカルテルがありますけれども、実際は一つのカルテルでやっています。ですから自由企業における西ドイツにおいても販売は一社です。そこで私たちには、西ドイツがどうなっているか、それが問題であります。政府にも質問をおこなう。ですから自由企業における西ドイツにおいても販売は一社です。そこで私たちには、西ドイツがどうなっているか、それが問題であります。政府にも質問をおこなう。西ドイツがどうなっているか、それが問題であります。政府にも質問をおこなう。

代金精算株式会社法という法律が出た。やはりわれわれが言つたことが間違いでなかつた、こういう感じもありましたけれども、あまりにおそきに失ったのですね。この前も電力用炭代金精算株式会社法ができたときに、なぜ代金の支払いだけを扱

うというような会社をつくるのか、一步進めて販売会社をつくったらしいじゃないか、こういう話をしたわけですけれども、残念ながら当時は代金の精算株式会社ということで、一步を進めたという感じでわれわれも賛成したわけですから、かのように石炭行政というものは非常におくれておるわけです。またあとからおくれておる面を私は指摘をいたしますけれども、もう少し手当てが早ければ今日の事態は起こってないということ、個人的に識者に聞いてみても皆そのほうがいいといふけれども、それが実行できないのです。ですから、その点はやっぱり政府として勇断をもって先を見ながら、前向きに政策を前進させていかなければ、あとで大混亂になつて、收拾策として法律が出てきたのでは意味が薄いのではないか、私はこういうように感ずるわけです。そこで、第一次有沢答申が出ましたとき、流通機構についていろいろ答申が出されておりますが、一体それが現実にはどういうようになつておられたかお聞かせ願いたい。

部門に渡りますときの価格が、西欧に比べましてわりあいに不利な条件に置かれている。御承知のように北海道から東京までは、数年前は千八百円くらいの運賃がかかつておったわけでございました。したがいまして、千八百円の運賃がかかるということは、西欧の工業立地条件から見ますと、それだけ非常に不利な要件になつてゐるというううな意味から、合理化の面におきましては、單に山元の合理化だけでなしに、流通面の合理化が特に必要だというようなことから、先生御指摘の第一次調査団におきましては、流通面の合理化を担当大きな課題として取り上げたわけでございました。

その第一次調査団におきましては、そういう観点からまず第一に海上輸送の合理化、海上運賃が非常に高かつたものですから、そういう意味で、まず海上運賃の低廉化、そのため石炭専用船政策を進めてまいりました。石炭専用船政策は、第一次答申後今日まで、九州はまだ二隻程度しかございませんが、北海道におきましては大体五千トン級の専用船を二十一隻程度つくり、かつ、つくる計画に相なっております。四十年度におきましては二十八隻になります。今まで大体二十一隻くらい。これによりまして北海道から関東地方に至る運賃の低減は、少なくとも二百円からそれ以上の効果を生んでおります。現在専用船政策を、そういう意味合いで銳意続けておるわけでございます。なお、九州から阪神地区に輸送します専用船の問題につきましては、これはもちろんやらなければいけないと思っておるわけでございますが、御承知のように若松地区を中心とする機帆船業者の、零細企業の問題があるわけでございますので、私どもいたしましては、九州から阪神に抜ける専用船につきましては、できるだけ零細な機帆船業者に影響を与えないような方法によりまして、つまり若松地区から積み出す炭ではない炭とか、あるいはかりに若松から積み出す場合にでも、さらに中部地区とか関東地方に輸送されるというような炭を主体に、専用船政策を進め

ておるわけでござります。これは第一次答申の一
つの大柱であったわけでございます。
それから第一次答申におきましては、この専用
船政策だけではありますんで、さらに銘柄の整理
という問題をたしか強調しておると思います。こ
れにつきましては、從来銘柄の整理はその必要性
が非常に叫ばれておったわけでございますが、必
ずしも実行されてきたというほどには改善されて
いなかつたわけであります。しかしこの二年間に
この銘柄整理は相当の前進を見せております。た
だ、なお私はまだ自慢できるほどではないといふ
うに考えております。そこで今回提案しております
この電力用炭精算会社を変えまして販売会社に
することによりまして、電力用炭の輸送等につき
ましては、さらに配船調整とか共同荷役といふよ
うな問題がしやすい環境になるわけでございま
すので、こういった機関を通じましてさらに需要部
門とも話し合いを進め、銘柄の統一とか整理の問
題に精力的に努力してまいりたいというふうに考
えでおります。

なお、第三点にならうかと思ひますが、第一次答
申の際には港湾荷役施設の合理化という問題を取
り上げまして、これは多賀谷先生御承知のよう
に、合理化事業団からの近代化資金の融資をもつ
て、この荷役関係の合理化も相当進んだと私は思いま
す。しかしごく最近におきましては、特に若松地
区のような点におきましては、炭があまり集まら
ないで、せっかく合理化事業団から金を借りて設
備をやつたけれども、なかなか効率が高まらない
というような問題が一、二起つておりますけれど
も、しかし依然として石炭の大きな集散地にお
ける近代化施設は、私は効果を發揮しておるとい
うふうに考えておるわけであります。その他流通
合理化面につきましては、例の暖厨房用炭につき
まして、揚げ地に基地をつくる提案が第一次答申
でたしかなされておると思いますが、これにつき

ましては、同じく財政資金をもつて援助するといふような方針で進めております。これはすでに常磐炭鉱とか太平洋炭鉱というような、関東地方に暖厨房用炭を多く出しておる企業におきましては、県下一円打って一丸とする共同荷おろし施設とか、いわゆる基地と称しておりますが、配給基地、これは販売業者の共同機関といふようなものを作りまして、そりいつた意味から消費者にサービスするような体制をつくつておるわけでございます。

言い残した点も多々あると思いますが、要点だけを簡潔に申し上げますと、以上のようなことでござります。

○多賀谷委員 それにつきましては逐次質問をいたしていきたいと思いますが、大臣が出席でありますので、この電力用炭販売株式会社設立の改正案について、その前提条件たる有沢第一次答申の柱である電力用炭の値段が、まだきまらぬわけですね。これが今度の第二次有沢答申の一つの大きなか柱ですよ。要するに、第二次有沢調査団で一番議論になつたのは、値段を上げるか重油消費税をかけるかというのが、最後まで御存じのように論議になつた。いずれの方向を選ぶかというので、結局値段を上げようということで一般炭三百円、原料炭二百円という答申が出た。ところが、いまだにその値段の決定ができていないやに聞く。昨年の十二月に答申が出来て、翌日われわれは有沢團長に来ていただきて、趣旨の説明を聞き、翌々日、休会中ではありましたが、総理に出席を願いまして、その決意を聞いたわけです。ところがいまだに解決をしていない。しかも政府並びに与党の諸君は、電力用炭代金精算株式会社法の一部改正案を早くあげてくれと、こう言うけれども、肝心な前提がきまらぬという状態ではなかなかあげるわけにいかないんですよ。そこで、一体いつまでに決定をなされるか、これをお聞かせ願いたい。

○櫻内国務大臣 通産省の立場から申しますと、すでに答申のとおりに、一般炭三百円の値上げということを四月一日実施ということにはつきりと

ましては、同じく財政資金をもつて援助するといふような方針で進めております。これはすでに常磐炭鉱とか太平洋炭鉱というような、関東地方に暖厨房用炭を多く出しておる企業におきましては、県下一円打って一丸とする共同荷おろし施設とか、いわゆる基地と称しておりますが、配給基地、これは販売業者の共同機関といふようなものを作りまして、そりいつた意味から消費者にサービスするような体制をつくつておるわけでございます。

言い残した点も多々あると思いますが、要点だけを簡潔に申し上げますと、以上のようなことでござります。

○多賀谷委員 それにつきましては逐次質問をいたしていきたいと思いますが、大臣が出席でありますので、この電力用炭販売株式会社設立の改正案について、その前提条件たる有沢第一次答申の柱である電力用炭の値段が、まだきまらぬわけですね。これが今度の第二次有沢答申の一つの大きなか柱ですよ。要するに、第二次有沢調査団で一番議論になつたのは、値段を上げるか重油消費税をかけるかというのが、最後まで御存じのように論議になつた。いずれの方向を選ぶかというので、結局値段を上げようということで一般炭三百円、原料炭二百円という答申が出た。ところが、いまだにその値段の決定ができていないやに聞く。昨年の十二月に答申が出来て、翌日われわれは有沢團長に来ていただきて、趣旨の説明を聞き、翌々日、休会中ではありましたが、総理に出席を願いまして、その決意を聞いたわけです。ところがいまだに解決をしていない。しかも政府並びに与党の諸君は、電力用炭代金精算株式会社法の一部改正案を早くあげてくれと、こう言うけれども、肝心な前提がきまらぬという状態ではなかなかあげるわけにいかないんですよ。そこで、一体いつまでに決定をなされるか、これをお聞かせ願いたい。

○櫻内国務大臣 通産省の立場から申しますと、すでに答申のとおりに、一般炭三百円の値上げということを四月一日実施ということにはつきりと

しておるのであります。ただ御承知のように、な
お今回御審議を願つておる共販会社との関係など
がございまして、電力界として実施が事実上若干
ずれるのでないかというような推定もして、炭価
の引き上げの多少の延期を希望して、昨日あたり
要望書がまいったております。われわれといたしま
しては、四月一日に炭価の引き上げをする、こう
いう方針で現在説得につとめておるわけでござい
ます。でありますから、言い伝えますならば、方
針ははつきりしておると申し上げて言い過ぎでは
ないと思います。

○多賀谷委員 方針ははつきりしておると言いま
すけれども、決定しないでしよう。ですから、
われわれの法案の前提がきまらないんですよ。今
度の答申の大きな柱ですかね。一般炭三百円並
びに原料炭二百円というのがきまらなければ、わ
れわれは別の方式をやざるを得ない。そうする
と、法律の立て方も変わるわけです。ですから、
その前提をいつまでにおきめになるんですか。今
週中にきまるんですか。

○櫻内国務大臣 いま現実の動きを申し上げてお
るのですが、もう通産省は方針をきめておるので
す。ですからかりに、いまの電力業界あるいは鉄
鋼、ガス業界の要望の中、こまかく考えられる
点もあります。ありますが、その考え方される点と
いうのは、基本方針にもとらない、こういうふ
うに思います。ですからここで、すでに炭価引き
上げを四月一日から実施することにきめておる、
こう申し上げていいと思います。

○多賀谷委員 それは総理も含んで、政府として
決定しておるわけですか。

○櫻内国務大臣 これはそのとおりでございま
す。

○多賀谷委員 そうすると新しい法律の十五条
に、「通商産業大臣は、毎年、電力用炭の品位に
応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法第五十八条第一
項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠し
て、会社の電力用炭の購入価格及び販売価格を定

めなければならない。」この十五条の点について
は、政府は決定しておると見ていいのですか。

○櫻内国務大臣 これは申し上げるまでもなく、
現在この法案の御審議を願つておるのであります
から、この法案が成立後にはそのような措置をと
る、したがって法律に基づいてきまる、こういう
ことはもう三百円アップをこの法案さえ通せば必ず
きめる、こう考えていいのですか。

○多賀谷委員 電力会社のほうで異議があつて
も、もう政府は十五条できめるのですね、法案さ
え通せば。

六

に先立つて、昭和三十五年八月に、石炭流通の合理化に関する答申というのが石炭鉱業審議会で出ておる。それによると、北海道で京浜地区までで昭和三十三年から昭和三十八年度までに二百十円、それから九州一阪神地区には百円、これだけ下げるということを答申をしておるわけですね。その後有沢答申が一次、二次とあったわけですが、これは実行を見ておりますか。

た。九州は専用船政策も、例の機帆船政策等との関連もありまして、急速に伸ばすわけにまいらないかった等の事情から、二十八円程度の合理化効果にとどまっています。

○多賀谷委員 九州の炭鉱は老朽であるし、非常に経営が困難です。流通面においても十分な効果をあげていいないということは非常に遺憾です。

そこで、逐次質問をしていきたいと思うのですが、先ほど暖厨房用炭については、財政資金等を

のか。こういう事情になったからこれはやらない、こういうようにお考えであるのか。少なくとも三十七年の有沢答申の出たときには、まだ石炭が余っておるという事情ですね。これについてどういう政策がとられたか、これをお聞かせ願いたい。

とかいうようなものにつきましては、それぞれの会社が県下の販売業者の共同荷受け所をつくるというような形をとりまして、そこに一括貨車輸送をして、そこを基地とする、そして共同荷さばきをするというような制度を勧奨いたしておるわけでございます。そういうことによりまして、しまままでの実績では、予想外の需要の増大といいますか、減退防止といいますかの効果をあげております。御承知のように、暖厨用房用炭全体の需要は、

○井上政府委員 率直に申しまして、御指摘のよう、暖厨房用炭についての合理化政策、特にセントラルヒーティング等の検討もやるというような答申に相なつておつたわけでございますが、その後検討を進め、あるいは実施についていろいろの関係者との打ち合わせ等をしておりますが、結論的に申し上げれば、まだセントラルヒーティングというようなものも実現しておりませんので、そういう意味では、確かに御指摘のように、政策がおくれてゐると言われましても、返すことばがないわけであります。しかし私どもの考え方といたしましては、やはり第一次有沢調査団の答申にもありますように、石炭の安定した需要を確保していく、同時に、消費者に対してもサービスしていくということは、今後の石炭政策を進めていく上に、依然としてやはり大事なことであるというふうに私ども考えておりまして、政策は非常にブアだとおしかりは受けるかもしれませんのが、しかしそれにもかかわらず、先ほど申しましたように、特に産炭地における暖厨房用炭、これにつきましては、御承知のように、そうむずかしい問題はないと思いますが、揚げ地におきまして、暖厨房用炭の需要が減っていく、それから消費者に対するサービスも必ずしも十分でない、というようなことに対しまして、揚げ地における暖厨房用炭の対策を進めていくというような政策方向をとつておるわけであります。特に揚げ地におきましては、御承知のように、わりあいに高いという非難もございます。それをどうしたら安くできるかというような問題、そういうような問題の一環としまして、先ほどもちよとお話ししましたように、たとえば特に東京に暖厨房用炭がきております常磐とか太平洋の炭とか、あるいは宇都の炭のか。こういう事情になつたからこれはやらなければなりません。三十七年の有沢答申の出たときには、まだ石炭が余つておるという事情ですね。これについてどういう政策がとられたか、これをお聞かせ願いたい。

会社が県下の販売業者との共同荷受け所をつくると
いうような形をとりまして、そこに一括貨車輸送
をして、そこを基地とする、そして共同荷さばきを
するというような制度を奨美いたしておるわけで
ございます。そういうことによりまして、いまま
での実績では、予想外の需要の増大といいます
か、減退防止といいますかの効果をあげております
。御承知のように、暖厨房用炭全体の需要は、やは
りそういう販売面、流通面についての、私ども
の努力というよりも、むしろ業界の努力といった
ほうがよろしいかもしれません、そういう努力
がある程度成功している結果ではないかというふ
うに考えております。

○多賀谷委員 石炭は千二百円下がったといいま
すけれども、暖厨房では下がっていないですよ。
ことしの冬なんか石炭はとても高かったです。し
かもそれは産炭地でですよ。尖に石炭の管理が悪
いですね。一体カロリーが幾らあるのかちっとも
わからぬ。そうして大体何トンくらい持ってきて
おるのか、それもよくわからぬですよ。同じ一ト
ン注文しても、多いときがあるかと思えば、少ない
ときがある。全く小売りに対する管理というのが
実に悪いですね。最近は褒詰めができたり、ある
いはホーミュライトという形で売れれたりしており
ますが、それも一企業としてですね。要するに、
企業が若干努力しておるという形。ですから、い
まのような日進月歩のときには、ストップの研究も
してやらない、何もしてやらない。ただ石炭を賣
る。その石炭も千二百円引きというのは、電力用
炭や国鉄用炭が千二百円引きであって、一般の大
衆用石炭は何も値段は下がっていないんですよ。
むしろことしの冬は上がったくらいです。ですか
ら、こういったところにも石炭に対する不信の念
があるわけです。産炭地のまん中で、石炭が足ら
ぬで非常に困っているという実情です。これはも

う北海道でも同じだ。ですから、これらはいわゆるストップ等の暖房器具の製造業者とも連携をとつて器具からやはり改善をしていくという政策が石炭業界全体としてとられぬ以上、私は進まないと思う。これはひとつぜひ努力していただきたい。いまのお話しのように、暖房用についてはまだ需要が減じていないというんですから、この固定した需要をぜひ確保する必要がある、こういうように考へるわけです。もう一度御所見を承りたい。

○井上政府委員 ただいま、産炭地におきましてもなお暖房用炭の流通面に困難があつたり、あ

るいは炭価も依然として下がらないというような御指摘があつたわけでございますが、価格の関係といたしましては、御承知のように、現在暖房用炭は、産炭地におきましては重油の値段等と、

つまり競合価格と比べましてそな割高でないといふような見地から、いわゆる千二百円引きというような強制的なコストに無関係な引き下げはいた

しておりますが、ただそういう意味で千二百円引きに比べれば割高だというようなお考えになられるかと思ひますけれども、しかし競合価

格と、油と比較してみますれば、私は、現在の産炭地におきます暖房用炭は決して割り高でない、というふうに考えておるわけでござります。だからといいまして、産炭地につきましてもできるだけ御指摘もありましたが、燃焼器具の改善等につきましても、それぞれ各社いろいろ研究グ

ループをつくりましていろいろ研究している、あるいは新作品の展示会を開くというようなことをいたしまして、できるだけ需要の確保に、あるいは消費者のサービスになるような努力をいたしておるわけでございまして、今後とも御趣旨に沿つてさらに暖房用炭対策につきまして、私ども鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○多賀谷委員 次に国鉄の輸送の問題、運賃問題です。延納の半額というのをどうしてやめたわけですか。

○井上政府委員 延納制をやめましたのは、これは御趣旨にちょっと反するかもしませんが、当初の約束が、延納制度をつくりましたときに、たしか三年間ということになっておったと思います。したがいまして、それ以上続けるわけにはまらないなくなつたというのが端的な理由であります。

○多賀谷委員 ただ、私ども率直に言いまして、石炭産業の現状、特に中小炭鉱等の現状から見ますれば、やはり何らかの配慮が必要だということも考えるわけでございますが、しかしこれは延納の恩典を受けた、当初における約束もあり、まあやむを得ない措置ではなかつたかというふうに考えておられます。

○多賀谷委員 結局有沢答申が出て後に運賃は実質的には上がつた、こういう形になる。これも政策がそこを来たした一つの理由であります。

○多賀谷委員 次に、九州における流通機構の合理化ができるといふ一つの理由として、機帆船のお話があります。この機帆船も非常に困っているわけです。

そこで少なくとも石炭関連でありますから、石炭のよう買い上げ方式をとつてもらいたい、そういうふうに考へておるわけでござります。だからといいまして、産炭地につきましてもできるだけ消費者にサービスしていくことは必要だ

と思いますので、私ども業界指導にあたりまして、そういう動きがあつたわけです。新しいものをつく

るといふことに、これは財政資金が出た

がって、先生おっしゃったような運輸省の免許も受けてやりたいというような希望でございまして、この点につきましては私どもできるだけそういった業者の希望に沿うように努力したいということことで、私ども運輸省が前々から要請を受けてき

た問題でございます。
○多賀谷委員 産炭地の関係で北海道と九州が主

要な石炭の輸出地でありますか最近の産量構造の変化によって関西市場を一体はどういうふうにするのか。私が聞きたいのは、北海道の石炭を関西に送らないとバランスがとれなくなる。そうすると、いま各電力会社の購入炭価のカロリー別のお話がありました、東京はカロリー当たり七十七銭であるのに、関西は六十八銭ということになると、現状の価格では、安くなることになる。ところが需給のバランスからいくと、北海道の石炭を運ぶ。北海道の石炭は、汽車ではなく、海上輸送で東京を通じて関西に行くわけです。関西に行くと、現状の価格では、安くなることになる。とにかく、関西まで持つていかざるを得ない。そうするところに、遠くへ持つていけば値段が下がるという問題、あるいは逆に値段を上げるかという大きな問題も起るので、一体将来における関西市場をどうお考えになるか、これをお聞かせ願いたい。

○井上政府委員 石炭の生産の全國的な分布が変わりつつあるという点につきましては、御指摘のとおりでございます。昭和四十年度になりますと、従来は九州のほうが北海道よりも石炭の産出量が多くつたわけでございますが、やや北海道がふえて、さらに四十一年度、四十二年度になるにつれまして北海道に重点が移行されていくという見通しでございます。したがいまして、先生御指摘のような問題が起ころうかと思います。しかしながら、私ども現実の石炭販売流通の姿を見てみますと、九州の炭は現在でも東京とか、場合によると東北くらいまで行っておる、名古屋はもちろんという実情でございまして、いわゆる交錯輸送の問題があるわけでございます。九州の炭が東京に来て、北海道の炭が関西に行つておるというような交錯輸送の実態があるわけでございまして、

したがいまして、九州の炭は御指摘のようになやや漸減していくかと思ひますけれども、しかしながらともこの一、二年の間は、私は交錯輸送を解消することによって、北海道の炭を九州まで持つて行くという無理な——関西まではあるいはあるかと思いますけれども、極端な交錯輸送の姿は行政指導によつて解消できるのではないか。今回提案いたしております電力用炭精算会社法の一部改正法案、今度販売会社になるわけですが、その販売会社が、交錯輸送の解消に一役を買いたいというようなことがこの立法の趣旨にあるわけでございまして、そういうことで対処していきたい。しかしもつと遠い将来を考えますと、北海道の炭が関西へ行くという場合があらうと思います。これは専用船政策の強化等によりまして、海上運賃を低減していくという根本的な対策を講じていく以外にないと考えております。

○多賀谷委員 現在、御指摘のように、東京電力に北海道炭が八一%、常磐炭が一二%、九州炭が一二%、

六%あるわけですが、中部が九州炭が五%、関西炭が三%、北海道が四四%になつておる。関西炭の力は九州炭が九五%，山口が一%，北海道炭が四

%、現実にあるわけです。しかし長い展望に立て見ると、将来、関西の市場の半分は北海道でまかなわざるを得ない状態になるのじゃないかと思うのです。それに対し対策があるのか。たとえば松島炭鉱であるとか三池炭鉱のように全然陸送がない地点は、全然汽車に乗せないで海からそのまま船に積めるのですから、北海道炭に比べてもかなり行くわけです。競争力は仙台までくらいある。ですから特殊な、炭鉱の山元からすぐ海上輸送のできるところは、九州といえどもかなり競争力があるわけです。ところが全体的にいいますと、そういうのはごく少ないのであって、将来における関西市場をどうするかという問題をどうしても考えていかなければならぬ、こういうよう思ふわけです。そこで幸い電力用炭についてはここに販売株式会社ができて、価格の調整をやると、いうのだから、これは運賃の調整ということが將

中部、東京の市場と、いうものを、電力について、こういう機関を設けて考へることが必要ではなか、こういうよう思ひます。しかし原料炭その他炭灰については、一体どういうようにするか、これをお聞かせ願いたい。そして政策全体としては、一体運賃といふものをどういうようもつて行くか。ことに東京、中部、関西と見るに、少なくとも将来関西の市場の半分は、北炭でまかなわなければならぬ、こういう状態のとどういう方向で進もうとされるか、これをお聞かせ願いたい。

○井上政府委員 石炭の供給構造が変化していくことは御指摘のとおりでございまして、西市場につきましてやはり特別な配慮をする必要がある、こうやうに考えるにござりますが、

と関西の値段を高くするということではあります。あまりそれをやりますと、今度は重油に置きかわるとかいうような問題を派生いたしますので、そういうときには、要すれば、これはある程度計画経済的なやり方にならうかと思いますが、やはりブール制度の活用とか、そういうことも織りませて考えざるを得ないのじやないか。特にこのブール制度については、運賃についてもこの機関で可能だと私は思います。たとえば私どもそういう交錯輸送の解消等を考えましたときに、やはり交錯輸送の解消といましても、東京へ売りたい人に東京へ売らないで関西へ売るために、何らかの措置が必要になってまいります。そういった場合に、やはりこの会社を活用してそこを合理的に解決していくという道があると思っておりますので、この会社ができれば、先生御指摘のような問題も可能になつてしまいふと思います。

それから同時に電力は新しいものにして、どうかと
もできるわけですが、ほかのものについてどうか
という御質問でございますが、一般炭と原料炭で
は事情が違うと思いますけれども、原料炭につき
ましては、今後製鉄所の立地の関係から、やはり
関西のウエートが相当高くなる。東京も高いです
けれども、関西のウエートも相当高くなつてく
る。しかし製鉄関係については、まだ専用船政策
を大きく進展さしておりません。いま電力用炭が
大体大宗をなしておるわけでございまして、鐵鋼
向け等につきましてもそういう対策を今後強力化
に進めていく必要があるのではないかといふふうに
に考えております。一般炭につきましては、これ
は長期的に見れば、関西市場の一般炭というのには
減少の傾向でございますので、私は九州の炭が減
少傾向にあるからといって特別の混乱はないの
じやないかというふうに考えております。

○多賀谷委員 そこで問題点が二つ出了のです
が、一つは錯綜輸送をこの会社を通じて合理的に
解決する、こういう問題です。それからもう一つの
点は、錯綜輸送を合理的に解決することに関連し

て、従来の販売権の問題。率直に申しますと、各企業間で、いろいろ見ると、ある企業は非常に増産態勢に入っている、ある企業は縮小態勢に入っている。ところが、ことに電力会社等の大口の販売権というものは、縮小傾向に入っている炭鉱が依然として持っている。この販売権と今度できる販売株式会社との契約とは一体どうなるか、これを聞きたい。

○井上政府委員 販売権を持つてている会社とこの会社との契約につきまして、この法律によりますと石炭の販売業者という用語を使っておりますが、販売業者とは、生産者それから配給業者全部含めまして石炭の販売業者という名称を使つておるわけであります。この電力用炭代金精算会社、今度販売会社になりますが、電力用炭販売会社はこの石炭の販売業者と購入契約を結ぶということになるわけであつて、その場合には販売権を持つておられる方と契約をする。ですから生産者が販売権を持つて、生産者が需要者に直接契約なし輸送しておられるものは、生産者とこの販売会社が契約をする。販売権を持っておる人がおられます場合には、その方と契約を結ぶ、こういうことに相なります。

○多賀谷委員 私の質問が若干納得いかなかつたと思うのですが、私の言うのは、従来生産会社でかなり大きな規模の出炭をしておった。その範囲において電力会社との契約が進められている。いわば商取引における慣行上の販売権を持っておった。ところが、地山は減産をして非常に少ない。そこで地山で供給することができない。そこに大手における購入炭の問題があるわけです。大手炭鉱は中小から購入をして、自分の銘柄で出すかどうかは別として、とにかく今まで電力会社と契約をしておった。そこで大手における購入炭の量が、現実にだんだんふえつつある。こういったことが販売会社という政府機関ができた後にも許されていいかどうかということが一つある。これは率直に言ってピンはねです。ですから、あとから質問をしたいと思いますけれども、いまかなりの

炭鉱において、地山では採算がとれないけれども、購入炭によって息を吹き返しているのがある、あるいは損失を減少しておるという会社は相当ある。これは結局中小炭鉱が犠牲になつておる。こういう形があらわれている。ことに電力のような非常にいいお得意さんの場合には、それを放そうとしない。そこでそのことが、また後に出来ますけれども、大手と中小炭鉱の値差となつてあらわれている。ですから少なくとも正式の契約を新しくできる政府の特殊法人がやる以上、そういう中小炭鉱から購入をした石炭まで大手炭鉱の石炭として取り扱う必要はないのではないか、直接中小に売らせたらどうか、こういう気持ちを持つておるわけです。少なくとも、販賣株式会社といふのは各山の出炭がわかるわけです。その会社の出炭はみなわかっているわけです。その出炭規模以上に実際は電力会社に納めているという例があるので、それほどこから購入しているのです。この段階へくれば、そういうことを許すべきではないのじゃないか、こういうように考ふるのですが、それはどういうよにお考えですか。

それで差しつかえないのじやないか。しかし、申間マージンをいたずらに取られてはばからしいと
いう場合には、私は、こういう機会に、やはり直
接売買をおやりになつてもいいのじやないかとい
うふうに考えます。

それからもう一つ、購入炭の形式の中には、租
鉱の山あたりが、あるいは大手の策二会社、そ
ういう山が前の親企業といいますか、これを通じま
して売るケースが非常に多いわけですが、これと
ても全く同じでございまして、やはり直接売買と
いうことであれば、それでもよろしいのじやない
か。親企業に何ももうけさしてやる必要はない、
租鉱料を払っているのですから、義務は果たして
いるわけです。あるいは第二会社になるときに、
いろいろの契約もありましょ。その契約の中
で、販売は親企業にまかせるというような契約で
もあれば、そう簡単にはまとまらぬかもしれませ
んけれども、方針としては、何もそういう形態を
とる必要がないのじやないかといふうに考えて
おります。要は、どちらのほうが関係者としてよ
り有利かというような観点だらうと思います。そ
ういうことで判断していかれたらいいのではない
かというふうに考えます。

○多賀谷委員 その関係者は、どちらが有利かと
いうことは出ないです。それは大きな企業のほう
が有利だ、中小は不利です。両方ともいいとい
ふことはないんです。どちらか一方が有利であれ
ば、一方はそれだけ損しているわけです。それは
ことばかりですからしいですが、そういう事態は
起こらぬわけです。

そこで、この機会に、直接売買を政対としては
奨励をする、行政指導で直接売買のほうに持つて
いく、こう考えてよろしいですか。

○井上政府委員 一言で奨励すると言いますと、
いろいろな譯弊が出るかと思いますが、私はやは
り生産者第一主義の立場で考えてまいりたいと考
えております。

○多賀谷委員 この法律では、そういうことがで
きますか。そういう余地はないでしょ。

○井上政府委員 この法律でその余地がないわけではございません。余地はあるわけでございます。ただ、この法律の仕組みでは、電力用炭精算会社は、要するに、石炭の販売権を持つていて、販売をする方と契約を結ぶということをござるといふことでございまして、中⼩炭鉱の方々がもし商社を通ずるとか、大手の大企業を通ずることなしにやりたいということであれば、その道がある場合もあるし、あるいは商社である場合もあるということです。要は、私が先ほど答申しましたように、この会社をつくりました趣旨からいたしましても、今後の方針からしましても、できるだけ生産者に一番有利なようにならう行政指導をしてまいりたいというふうに考えております。ですから、そういった購入炭をしておられるようなその関係の中小企業者の方々の自覚にもよるごとだと思ひます。私どもはそういう場合には進んであつせんの労をとるということにやぶさかでないわけでございます。

○多賀谷委員 これは本法第一四条の改正に関連をしておりますから、その際に条文に従つて質問をしていきたいと思います。

いま中小の出炭量の何%が大手の手によって販売されているか、これがわかりましたらお聞かせいただきたい。それから、そのうち北海道はどういう状態になつておるか。

○進説明員 三十九年の一月から六月までの実績が精算会社から報告がまいつておりますが、北海道電力について申し上げますと、大手につきましては、全体は三十七万トンでございます。そのうち自産炭が二十五万四千トン、購入炭が十一万六千トンでございます。なお、中小につきましては十三万一千トンでございまして、これは直納しております。商社経由でやつておるもののが別に四万八千トンございますが、このうち大手炭が七千トン、中小炭分が四万一千トンということになつております。

○多賀谷委員 商社関係は商社としての独立性があるから、これは別の角度から論議しなければならないと思いますが、中小であるために、大手を通じて、しかも特殊法人である販売会社と契約をするということは、どうも私はふに落ちぬわけですね。いまお話をありましたように、北海道でも三千七万トンのうち十一万六千トンは実は大手の購入炭です。中小から買って、自分の名前で納めている。そうして大手は二十五万トンという形ですからどうも私はこういう点の改革が必要ではないかと考えるわけです。必ず大手にはこことの間に差益が入っているわけです。ですからこの状態は、政府が介入をする場合には少なくともニックをしてもいいのではないかという気持ちを持つわけです。これは先ほど生産者第一主義でいくと言わされましたから、私はもう少し具体的に条文に入つて質問をしたいと思います。

本法について、まず電力用炭販売株式会社の目的が五つ挙げられておりますが、この目的に従つて順次聞いていきたい、かよう思います。

そこで、購入及び販売をする契約の責任者はこの特殊法人である会社になるわけでしょうけれども、一体もし事故があつた場合、だれが責任を持つか。たとえばこういう銘柄こういうカロリー、いろいろな条件によつてその電力会社に納められるのでしようが、カロリーが違つておる、銘柄が違つておる、数量も違う、こういうクレームがきた場合には、だれが責任を負うわけですか。

○井上政府委員 電力用炭販売会社は、石炭の販売業者と購入契約を結びまして、電力会社に販売契約を結ぶということになるわけでございますので、その限りにおいては、電力用炭販売会社が責任を一応負うわけでございます。ただし、御承知のように、何といいますか、ターミンの処理をするとかいうようなことがこの電力用炭販売会社の主目的ではございません。あくまでもこの販売会社は、この目的にありますように、炭価の維持安定という一つの大きなねらいと、それからもう一

つは供給の円滑化とか、あるいは付帯業務としての、先ほど来問題になりました流通合理化の問題とかいうことに裨益するような趣旨でございました。したがって、むしろクレームの処理までこの販売会社が扱うようになりますと、この販売会社としては相当な危険負担も負うことになります。しかし、本来の業務に力点が必ずしも置かれないといふうらみがございますので、形は一応そういう形になりますが、実際問題としては、購入契約を結び、かつ販売契約を結びますときに、やはりクレームの責任は供給者側の責任というようなことを契約上明らかにしたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 供給者側の責任ということは、法律論争になつたら一体だれが責任を負うのですか。

○井上政府委員 特約を結びますので、その特約に従つて処理されるということになると思います。つまりこの販売会社と供給業者との間にそういった特約を結びますから、その特約によって処理されるというふうに法律問題としては解釈しております。

○多賀谷委員 具体的にいいますと、電力会社、要するに九電力なら九電力、それからここにいう当機関ですね、特殊法人たる会社、それから販売会社と、こうあるわけですね。そういたしますと、販売会社が予定された契約どおり行なわないということになりますと、電力会社は一体だれに對して責任の追及をするのですか。

○井上政府委員 数量であれ何であれ、クレームにつきましては、先ほど申しましたような販売会社と供給業者、電力業者間で特約を結びますから、その特約によって供給者の責任ということです特約いたしますので、この販売会社はクレームについては免責されるというような契約を結びたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 そうすると、電力用炭販売会社といふのは――数量、品質等のクレームについては、電力会社から直接供給会社に責任の追及がいくわけですね。

○井上政府委員 そのとおりでござります。

○多賀谷委員 電力会社に対して責任を負い、そのいわば求償権として供給会社に責任を転嫁するという仕組みじゃないわけですね。

○井上政府委員 そうではございません。

○多賀谷委員 それは要するに、価格以外の責任は負わないということですね。価格以外の責任はこの販売会社は負わぬわけですね。では、この会社は電力業者に対して一体何の責任を負うのですか。

○井上政府委員 責任は結局クレームにつきましては負わないような特約をしたい。もちろん法律的には一番冒頭に御説明申し上げましたように、購入し販売するわけですから、一次的には当然負う形になりますが、それは同時に特約で免責されるような契約をする。こういう形になるわけですね。したがいまして、クレームにつきましては責任を負いません。ただこの会社がやりますことは何かといいますと、まず第一には価格の支持政策として、要するに販売価格これは通産大臣がきめられるわけですが、そのきめられた購入価格で買ひ、きめられた販売価格で売るという業務、これが第一のねらいでござります。

それから第二の問題としては、供給の円滑化のために、もし電力業者がどうしても石炭業者が炭を売ってくれないと、いうような場合には、この販売会社が円滑な供給のために必要な措置をとるというのが、第二の業務になろうかと思ひます。第三の業務は付帯業務、先ほど来申しましていろいろなものであります。こうしたことになろうかと思ひます。

○多賀谷委員 一次的にはこの販売会社が責任を負うというのはおかしいですよ。その取引条件その他のクレームについては、一次的には責任を負うというのがおかしいですよ。一次的にも負わぬのでしょう。ストレートに電力会社は供給会社について責任の追及ができるのですか、その点はどうなんですか。

場合には、これは初めからこの会社には、そういう問題については責任はないのですから、こういう特約があることを条件に、さらにその特約を電力会社とこの販売会社が結ぶ、こういうことになるわけですね。これほどちらかはつきりしておかないと混乱しますよ。

○井上政府委員 決して私は混乱するとは思わぬ。いわけとして、ただ、そういうクレーム処理についての責任の追及のしかたに二つある。しかし帰するところは、いずれにしましても、——形式的には一応電力業者は販売会社に責任の追及はできませんけれども、実際には特約で、販売会社はすべて免責されるような特約を結ぶわけですから、結局は、電力業者は供給業者に責任を追及する、そういう形になるわけです。ただ、これは形式論でございますが、一応一次的には負うという意味で、この法体系上一応責任の追及はできる、しかし免責される、こういう系列と、それから、直接業者が特約によって負うという形になりますが、ただ、この法律系上どちらもいい、どちらもどちらで、責任の所在が不明確になるわけではありませんで、責任の所在は最終的には、やはり供給業者が負う、責任の所在は最終的には、やはり最終責任は供給業者が負う、というような形に特約をつくりたいといふふうに考えておるわけであります。

○多賀谷委員 いわゆる供給業者が不在あるいは破産、倒産、そういうことを考えなければいかぬですよ。私はそういう概念で聞いておるのであります。実質的には最終責任は供給業者にあるといつても、供給業者は、戻は納めて金はもらつたが電力会社が使うようになったら、カロリーが違う、数量が違う、こう言う。それで責任の持つていきまどろがないわけです、そういうふうに供給業者に負わしていれば、それは結局、その場合には一体だれが負うか。ですから、法律論としては、まず、この販売会社が対電力会社との関係において負うという場合には、結局販売会社の責任でやる

わけでしょ。あとから求償権を発動するなり何かするわけでしょう。これをもう少し明確にされはいかぬと困りますよ、実際は必ずしもおらなかつたり、倒産したりするのだから。

○井上政府委員 石炭会社が倒産した場合に電力業者に迷惑をかける場合を一つ描いておられるではないかと思いますが、先ほど御答弁申し上げました線と違わないわけでございますが、一応一次的に会社が責任を負うという立場がら、そういうふたクレームの場合に倒産して代金の回収ができない、あるいは品物を納めなかつたという場合品物を納めなかつたというか、要するにクレームの追及ですね。クレームの追及に際しまして、電力会社がますます会社に請求する。会社は特約によりまして石炭会社に回すのだが、そのときに、たとえば五百万円の追及があつた場合に、現実には石炭会社は三百万円しか支払い余力がなかつたといいう場合には、三百万円だけです。会社で三百万円ということが明らかになります。そうするとそれだけです。あと二百万円はどうなるかといえども、これはもう直接電力会社から石炭会社に不足分の追及をしてもらう、こういうような立て方をとりたい。実際にはないものは払えないということがあります。

○多賀谷委員 責任は負わぬというのですね。

○井上政府委員 いずれにしても責任は全然負いません。

○多賀谷委員 わかりましたが、一次的に責任を負うということはないのでしょうか。この会社は初めから一次的にも責任を負わぬわけでしょう。一次的に責任を負うとおっしゃるから、何か電力会社との関係において責任を負って、その責任は自分で処理をするのだけれども、今度は求償権を發動して供給会社からとるのだ、こういうようにも考えられるのですが、いまのお話でありますと、最初から全然取引については責任はないわけですよ。そうでしょう。

○井上政府委員 やはり答弁は変わらないわけでございまして、この法律の十四条の立法趣旨から

いたしましても、やはりあくまでも電力用炭の購入販売の契約はこの会社がするというたてまえにおいて、最終責任の問題は、これは実際問題として特約等によりまして先ほど來の仕組みになりますけれども、一応負う体制はあるわけでありますので、一次的にいう表現は必ずしも適切ではないかと思いますけれども、この法律の体系では一応責任はある。あるけれども、それを特約ではなくす、こういうように御了解いただきたいと思います。

○多賀谷委員 その特約は電力会社との関係でなくて、供給会社とこの販賣会社との関係ではありませんかと、こう私は言っておるのであります。電力会社には対抗できないのではないですか。

○進説明員 法律的にはただいま局長から御答弁申し上げたとおりでございますけれども、これは同様な契約を電力会社と、それから石炭の販賣会社、両者と結んでおきました。契約面でスムーズ化にそれが取り行なわれるようにならいたいということを考えております。この点につきましては、この法案を作成の際に法制局とも打ち合わせをしておりますが、この十四条にござりますように、いわばこの会社は昔の配炭公団とは異なりまして、電力会社と販売業者がお互いに事前に協議いたしまして、両方から申し込みがございましたて、それが合致した場合にそれに従わなければならぬ。いわばこの会社自身の自主性というものはない形をとっております。したがいまして、この会社にそういう自主性がございますならば責任能力を追及すべきであろうかと存しますけれども、そういう自主性がないために、納入その他につきましては、当事者の販売業者に最終責任を転嫁せざるを得ないということは、この立法の際に認められておるわけでございます。

○多賀谷委員 そうしますと、初めから責任ないのだと私は思う。一次的に責任があるとおっしゃるから問題があるが、初めから責任ないのです。というのは、この会社と供給会社との間に購入契約をして、この会社と電力会社との間に販売

契約をします。そのときにも、初めからクレーム等の責任については供給会社が持つということですが、今度はこの販売会社と電力会社の契約の内容になつて、両方示しているのですから。ですかね、これは初めから責任がないのだ、こうはっきりおっしゃつたほうがいいですよ。これに第一次責任があるということをおっしゃると、先ほどの例の三百万円供給業者が払つて、あとの二百万円はこの販売会社が追及されますよ。

○進説明員　ただいま私から申し上げましたのは、実際上はこの十四条からそういうふうにせざるを得ないという趣旨でございまして、やはり当事者の申し込みが合致した場合に初めてそれについて契約するわけでございますが、契約の面では、契約し購入し販売するという形になつておりますので、その面では売買契約という形においては売り手が直接の責任があるというたまえでございまして、そういう趣旨を御説明申し上げたわけでございます。

○多賀谷委員　純然たる法律論を聞いておるので、政策のことはよくわかっているのです。私はそれが悪いとかいいとか言っているのじゃないのです。事実問題が起つた場合にどう処理されますがかということを聞いておるので、これはひとつ次のときでもいいから法制局を呼んでもう一度はつきりさせておきたい。といいますのは、これは事件が起きたときにその点を立法者としてはつきりしておかないと、いろいろ混乱があるかと思うのです。ですからはつきりしたいと思います。

続いて、いまの准課長の答弁にちよつとひかかるのです。というのは、この会社は販売については自主性がないのです。介入の余地がないのです。錯綜輸送の場合にこうしますとか、あるいは生産者第一主義で直接生産会社から電力会社に納入をさすようにしますとか、こう言えないでしょう、この会社は。

○井上政府委員　自主性がないということでござりますけれどもこの十四条の仕組みは、まだ現在の段階では配炭公團的な運用をすることは必ずし

も適切でないというような立場から、需給適合度にしたわけでございまして、先ほど解説がはっきりしてないとおっしゃいましたけれども、法制局をまたずともはっきりしておるのでございまして、あくまでもこの会社が売買契約を結ぶ当事者になるわけですから、その立場からいつたわけでございます。ただ、第一次的とかなんとかいうことは適切でないかと思ひますけれども、要は特約で免責されるというような仕組みにするわけでございます。だから、実際問題としての御質問をされましたら、実際問題としては、取引の実態面としては、先生おっしゃるようにはもう責任がない、こういうふうに御了解いただきつけたございます。ただ法律論的に、あくまでも、いかにフリーチョイスを認めた形をとつても、やはり購入契約を結ぶという立場をとつておりますから、一応その面から先ほどのようですが、実際面では責任を負わぬ体制になる、クレームの責任はあくまでも供給業者がすべて負うという体制にいたしたい、こういう趣旨でございます。

それからもう一つ、ただいま御質問の交錯輸送の解消等につきましては、先ほど申し上げました供給の円滑化、つまり炭が足らぬところに回すといふうな点につきましては、この十七条で、電力用炭の供給の円滑化のために、通産大臣がこの会社に対してそういう指示をする。この会社は、先ほど進課長が説明しましたように、話がなくとも買う権能はあります。つまり何でもかんでも、話が合わなければ買えないということではないわけです。買う権能はあるわけです。したがいまして、そういう立場からこういった供給の円滑化もできますし、交錯輸送等につきましては先ほどの仕組みを通して行政指導でやっていく、販売契約を結び、あるいは購入契約を結ぶに際して、行政指導で交錯輸送の解消をはかる、こういう趣旨でございます。

○多賀谷委員 そうすると、率直に言いますと、供給業者と電力会社の話がつかなければ買えないのじゃないのですか。この十四条はどういうようになりますか。

○多賀谷委員 法律的には可能でありますと、これに読むのでしょうか。こういうように考えてよろしいですか。何々電力会社に売りたいとずっと各供給会社から申し込みが来る、電力会社のほうは今は最初から供給会社と電力会社とカードを合わせたことがあります。後者の場合以外には買わないのですか。その点がよくわからない。

○井上政府委員 この十四条の書き方がちょっと誤解を生むのでございますが、まあ法律的に書きますとこういうことになるわけでございますけれども、実際問題としてお話ししますと、要するに石炭の供給業者はこの会社と関係を結びます前に、事前の商談があるわけでございます。たとえば、九州電力がどこの会社の炭を幾ら買いたいといいますか、実際面では責任を負わぬ体制になる、かいうような商談がございまして、そのいわば下話が成立をいたしますと、双方からこの会社に対して、片方は販売の申し込み、片方は購入の申し込みといふことになるわけでございまして、そういうふうな点につきましては、この十七条で、電力用炭の供給の円滑化のために、通産大臣がこの会社に対してそういう指示をする。この会社は、先ほど進課長が説明しましたように、話がなくとも買う権能はあります。つまり何でもかんでも、話が合わなければ買えないということではないわけです。買う権能はあるわけです。したがいまして、そういう立場からこういった供給の円滑化もできますし、交錯輸送等につきましては先ほどの仕組みを通して行政指導でやっていく、販売契約を結び、あるいは購入契約を結ぶに際して、行政指導で交錯輸送の解消をはかる、こういう趣旨でございます。

○多賀谷委員 そうすると、率直に言いますと、供給業者と電力会社の話がつかなければ買えないのじゃないのですか。この十四条はどういうようになりますか。

○多賀谷委員 とにかく銘柄をこういうところから買いたいとござつて来る、それがぱっとカードが合う分はいいけれども、合わない分はどうするのですか。ある

○多賀谷委員 法律的には可能でありますと、こちおっしゃるけれども、私の聞いているもとは、生産業者が直接電力会社とさういった下相談ができるよう方をとる余地がありますかというところから発展しているのですよ。法律的にはできるけれども、実際問題としてはございませんところおっしゃったのでは、私が質問をしている趣旨が生かされぬことになるのです。そこで、直接中小炭鉱から大手を通じないで電力会社に納めるというような方式が望ましい、こうおっしゃたですか

○井上政府委員 たてまえはあくまでも十四条に書かれておりますように、やはり電力並びに石炭両当事者が下評をいたしまして、それぞれ合意をいたしまして、それぞれ申し込んで、それが合致したときに契約するというのがたてまえでございます。しかし、先ほど来私申しておりますように、たとえば電力業者のほうのなかなか売ってくれば、これは合致しませんけれども、この会社が間に立つて需給の結合につきましてのあっせん等はできるわけであります。

○多賀谷委員 それはあっせんでしょう。

○井上政府委員 あっせんですね。それであくまでも合意主義をとりますけれども、しかし一応買

○多賀谷委員 大体アウトラインがつかめたわけですが、この会社は、十四条のいわば相談のできるだけのことを乗せるといふものと、そうでなく

○多賀谷委員 それで私は、それに関連をして十五条の二項について、結局その購入を、会社のその年における電力用炭の予定販売をこえないよう配慮しなければならぬ、こうしたことで一応購入限度というものを定めておるようですが、この点は、このことによってこの会社が彈力的に運用ができるといふことです。たゞその年は非常に豊水であったということでおきる

には片方と購入契約を結び片方と販売契約を結ばなければならぬ、こういうことでございます。なればならない、こういうことでございます。

○多賀谷委員 法律的には可能でありますと、鉱の先ほど来た購入炭問題にからむ、中小企業が直接やりたいという問題、これはただいま私申しましたようなのは、これは相当例外的なケースだと思いますが、しかしこの例外といましても、どうおっしゃるけれども、私の聞いているもとは、生産業者が直接電力会社とさういった下相談ができるよう方をとる余地がありますかというと、思いますが、しかしこの例外といましても、生産業者が直接電力会社とさういった下相談ができるよう方をとる余地がありますかといましても、何といいますか、あまり評判のよくない電力会社には炭は集まらないという場合もありますから、あまり例外でない場合もあるうかと思いますけれども、ただ多賀谷先生の本旨である購入炭にからむ問題としましては、単に親企業との従来の慣習とか因縁とかによってそらせざるを得ないような場合には、これは行政指導で私は直接こういうルートに乗せてあげたほうが、石炭政策上はプラスではないかといふうに考えております。ただ書かれておりますように、やはり電力並びに石炭両当事者が下評をいたしまして、それぞれ合意をいたしまして、それぞれ申し込んで、それが合致したときには、やはりその業者の自主的な気持も尊重したいといふうにも考えます。

○多賀谷委員 な気持も尊重したいといふうにも考えます。たとえば電力業者のほうのなかなか売ってくれば、これは合致しませんけれども、この会社が間に立つて需給の結合につきましてのあっせん等はできないわけであります。

○多賀谷委員 それはあっせんでしょう。

○井上政府委員 あっせんですね。それであくまでも合意主義をとりますけれども、しかし一応買

○多賀谷委員 大体アウトラインがつかめたわけですが、この会社は、十四条のいわば相談のできるだけのことを乗せるといふものと、そうでなく

○多賀谷委員 それで私は、それに関連をして十五条の二項について、結局その購入を、会社のその年における電力用炭の予定販売をこえないよう配慮しなければならぬ、こうしたことで一応購入限度といふことを定めておるようですが、この点は、このことによってこの会社が彈力的に運用ができるといふことです。たゞその年は非常に豊水であったということでおきる

買うといえども売ることもできる。こういうことは可能でございます。

いうことがあるじゃないか、こういうこともあります。しかしたとえば豊水が二年続きという場合には非常に困難な事態が起こるわけですが、販売会社としては予定販売額というもの以上には買えない。そうすると、一体どこへそれを持つてやるか。從来でありますと、これはその石炭会社がしょっておったわけです。ここにせっかくこういいう機構ができたのですから、もう少し彈力性を持たして、その年度年度で考える方式を少し緩和したらどうか、こういうように思つたわけです。その面においてはむしろ十五条の二項というのはちょっと弾力を失つているんじゃないのか。こういうように考えるのですが、どうですか。

○井上政府委員 第十五条の一項の規定は、ただいま貯炭との問題にからみまして御質問がありましたけれども、これは、お説のような点も確かに考えられるわけでございますが、むしろ二項の趣旨はブール制度の思想が主体でございまして、つま十五条の第一項ではまず電力用炭の購入価格、販売価格を通産大臣はきめなければいかぬということなのでございますが、その価格をきめるにあたりまして、要するにマクロで電力用炭の予定購入額とその経費、この合計額が電力用炭予定販売額をこえないようについて、つまりいま問題になつております北海道電力会社とか、あるいは九州電力会社につきましては、やはり同じ炭価の値上げをします場合にでも、そりいってた点を配慮して値上げ額をきめる。しかしそれは石炭業者としての必要な値上げ額の確保ができるんで、その反面今度は揚げ地では、たとえば東京電力、関西電力等におきましては、平均三百円値上げになるようにするために、三百何十円上げというようなきめ方をしなければいかぬわけでも、その思想もこの中に入っているわけでござります。しかし、そういう趣旨でございます。

○多賀谷委員 その趣旨ですか。この文章は私は、マクロのトータルをきめておるのだと思ったのです。しかしそのねらいはそうではなくて、前項の購入価格及び販売価格というのは、各社別の販売価格、購入価格のことを、いわばブール的な思想を入れたんだ、こういうふうにお話しされます。が、それにしては、ちょっとこの条文は適当じゃないんじゃないですか。あまりできがよくないのぢやないです。

○井上政府委員 この一項だけではやはり、何といたしますか、全体としてブール思想を出すことの趣旨は、必ずしも十分な表現になつておらないという立法技術上の配慮もこの中に入つておるわけでございまして、そういう意味合いでこういう条文が入つております。

○多賀谷委員 いまこの電力用炭の価格調整とい

う面についてお話をありました。これは一つの非常な前進だ、こういうふうに思います。これに関連をして、炭価の値上げ額の三百円というのは、ものの考え方としては、一体あらゆるカロリーのものについて三百円アップをするといつ當局の考え方であるかどうか、石炭局としてはどうお考えになるか、これをお聞かせ願いたい。

○井上政府委員 考え方といたしましては当然に

○金井説明員 電力会社のほうといたしましては、昨日から木日にかけまして大臣はじめわれわれ事務当局のほうにいろいろとこの石炭の値上げ問題につきまして陳情があるわけでございますが、その一つに、ただいま先生御指摘の点につきましても、カロリー別に考えてほしいというよう

な考え方を基本的な考え方として申し入れがあるわけでございます。

○多賀谷委員 これはひとつ、大臣に考え方をお聞かせを願いたいと思うわけです。

○井上政府委員 ただいま提案いたしております

統いて、なぜ電力用炭だけに限られたか。最初

弁できないわけですが、いずれにいたしまして

私も、御承知のように従来基準炭価というものをきめさせております。基準炭価は御承知のように、九州

電力であれば五千カロリー、これが一つの基準カロリーになります。それに付いて炭価がきま

り、東京電力であれば六千カロリーといつものが

になります。あと展開はこれに準拠してきめられ

ています。しかし、そういう趣旨でございました。

○井上政府委員 ただいま提案いたしております

のは、電力用炭代金精算株式会社法の一部改正と

いう形でお願いいたしておるわけでございます。

先生御承知のように、第二次調査団の答申におきまして、石炭の配給体制、供給体制の問題につきましていろいろの討論がございました。この討論の趣旨は、何といましても基本的に炭価を維持していく。御承知のように石炭産業の立場は、今日需要部門と比較しまして力関係が非常に弱く

○多賀谷委員 その展開の方針を聞いているので

す。その展開の方針はどうですか。

○進説明員 展開の方法につきましては從来からいろいろ考え方がございましたが、現在の考え方

が見られるわけでございます。そういう情勢

の中ではやはり石炭産業のあるべき姿を守つていく

ためには、炭価の安定対策といいますか、実際

がたいましてその反面、そういう力関係の弱体化

が見られるわけでございます。そういう

維持対策といつことが大きな問題になつたわけ

でございまして、そういう趣旨から、從来の

制度よりも何か前進した政策はないかといつ

うことで種々討論が行なわれたわけでございます。そ

の討論の過程で、電力用炭につきましてはすで

に精算会社があるわけですが、この点は多賀谷先

生先ほど御指摘のように、精算会社といつよう

のが穩当ではなかろうかというふうに考えており

ます。

○多賀谷委員 その政策によつて需要を確保しているという面が増大してまいつておるわけでございますので、し

て種々討議が行なわれたわけでございます。そ

の討論の過程で、電力用炭につきましてはすで

に精算会社があるわけですが、この点は多賀谷先

生先ほど御指摘のように、精算会社といつよう

のが稳當ではなかろうかといつふうに考えておるわけですが、この点は多賀谷先

生先ほど御指摘のように、精算会社といつよう

中小炭鉱はほとんどございません。大手炭鉱はやはり五、六社が主力で、それ以外のも二、三社ありますという程度でございますので、この鉄鋼関係の売買につきましては、従来のそういうた形で相手に一回答申以後でございますが、国内で生産されず原料炭につきましては、国内炭優先使用原則のもとに必ず買うという強い約束になつております。輸入のウエートはいよいよ増大してまいります。それは、国内炭だけでは需要をまかなえないわけでございまして、相当多量の輸入を現在もいたしておりますし、将来も輸入が必要でございます。輸入独占的な立場ではない、売り手が相当強いというような立場もあって、鉄はこの際見合わせたわけでございます。

次に国鉄でございますが、国鉄は率直に申しまして、私個人といたしましては入れたい希望を持つております。これは率直に申しまして事実でございます。しかるいふる國鉄当局とも検討いたしましたが、国鉄はやはり電力と違いまして買い手が一本でございます。しかもこれは国の機関でございます。そういうような立場から國の政策には全般的に協力する、従うという方針を明らかにされておりまして、そういった立場からその必要は全くないんではないかという議論になりますて、特に、電力のようにブルする必要性といふものは全くございませんし、そういうような意味合いから結局最終的には電力用炭だけに現在なったわけでございます。

○多賀谷委員 実は国鉄の諸君からの、販売株式会社を通じて購入するというのは困るという陳情の最も大きな趣旨は、戦争から戦後にかけて、いわば炭鉱が非常に強気のときに、契約をしておった内容の柄とかあるいはカロリーとか、そういうもののを必ずしも売つてくれなかつた。汽車が坂を登るのに、品位が悪くて登れなくなる。こうい

うようなうき目を見ておるので、どうも不安であるというのが、いろいろ聞いてみると、反対した一番大きな原因のようです。私たちのところに見えたのは、それです。しかし、本来供給業者の責任というのが、電力会社に対しても、あるいはもし国鉄が入るならば国鉄に対してもきわめてはつきりしておるのだということになれば、そういう危惧は全く杞憂にすぎないということになると思うのです。そういう点のP.R.も足らなかつたのぢやないか。こういうように思うわけです。しかし、それはとにかくといたしまして、この販売会株式会社というのは、運用を誤ると、石炭産業の政策の前進に非常に阻害になるし、運用よろしきを得れば、さらに流通機構の面の合理化に非常に貢献する、私はこういうように考えるわけです。そこでこの趣旨に従つてやつていただきたいことを希望して、この販売会社に対する質問は、法制局の見解を除いて、終わりたいと思います。

次に、資料を要求しておきます。

三十三年度からの諸経費の値上がりをひとつ出していただきたい。と申しますのは、千二百円引きを行なうに際してどういう障害があつたのか、この点を知りたいために、その資料を要求しておきます。

次に、三十三年度以降の各社の経理状態の推移を見たいと思います。ことに最近閉山ムードが再燃するのではないかということをいわれておりますので、その資料をお願いいたしたい。

次に、戦後の新鉱開発の状態とその成果。かなりの開発資金の投入がなされたけれども、残念ながら必ずしも十分な成果を得ていない。それは一体どこに欠陥があったのか、こういうことを知りたいために、各山の新鉱開発計画——新鉱開発といいましても、いままでのを合理化する開発もありましようが、少なくとも立て坑、ちょっと例をあげますと、伊賀利立坑あるいは山野の立て坑、昭嘉の開発、香焼の開発、上山田の開発、それから大正新中鶴の開発——こういう開発計画ができておる。私がいま指摘したものは全部失敗に終

わっているわけです。ですから、そういう開発計画とその投入した資金、さらに北海道は庶路をはじめとして、やはり同じ問題が起ころておる。ですから、それはどこに欠陥があったのか、この際私たちは調べてみたい。こういう意味においてお出しを願いたい、かよう思います。

それから第四として新鉱開発地域、今後どういうものを考えられておるのか、今後の炭鉱の新鉱開発は、どのくらいの金利でなければできないか、これをひとつモデルでけつこうですから、どこかティビカルなものを持つていただいて、そしてそれがどのくらいになればボーリングをして後に開発が進み、そしてどの程度期間が経過すれば、年産百万トンなら百万トンのベースに乗る、そういうた際にそれらの償却がいつごろになったらできるのか、こういう点も知りたいと思いますから、一つの例でけつこうですから、お示しを願いたい。

次に第五の資料として、これは労働省ですから、あとで労働省に請求していただきたいと思いまます、が、炭鉱離職者と就職の状態、これを出示したいと思います。

次に、第二会社設立の状態、その生産コスト並びに労働条件、さらに請負夫の労働条件について。

以上、合理化法に基づいての資料でありますから、次の機会までに出していただきたいと思います。

○加藤委員長 滝井義高君。

これをわれわれは今後の討議の資料にしますから、ほかのはわかりますから、いまの三表と四表とをちよっと説明してください。

○井上政府委員 前回石炭対策特別委員会に提出しました資料の御説明を申し上げます。

まず第一は、二ページの「昭和三十九年度および四十年度の石炭需給対比表」でございます。これは、三十九年度におきましては、供給欄でごらん願いますと、原料炭が千百九十七万トン、一般炭が三千七百四十四万トン、これに無煙・せん石等を加えまして五千百六十八万トンという実績見通しでございますが、四十年度は五千二百三十五万トン程度の見通しでございまして、微増でございます。それからさらに、この一表で御注目いただきたいと思いますのは、四十年度の計画におきましては、年度末貯炭をふやしたいという意向がこの中に入っております。年度末貯炭といたしまして、ここにありますように、計といたしまして六百八十九万トンが三十九年度末、つまり四十年三月末の見通しでございますが、四十年度の見通しとしましては約百六十万トン程度をふやしたいといふ計画的希望意思をこの中に織り込んでおりま

本年度八百二十万トン程度のものでございますが、原
料炭の輸入の見通しでございます。これは鉄鋼、ガス全部入
まして千三百七十トン程度の輸入でございます。
ガス、コークス部門についてでございますが、強
粘、弱粘合わせて書いております。輸入といたし
ましては、本年度の見通しは、鉄鋼、ガス全部入
まして千三百七十トン程度の輸入でございます。
一千三百万トンのうち、強粘が千六百六十八万トン、
弱粘は百三十三万トン程度の見通しでございま
す。来年も同程度の見通しで現在おるわけでござ
います。

それから次は五一ページの関税還付額実績及び見
通しでございますが、還付制度は、電力、鉄鋼等
につきまして三十七年度、八年度、九年度とやつ
てしまつたわけでございますが、三十九年度で見
ていただきります。これは産炭地、揚げ地電力を全
部一応入れておりますが、まず三十九年度の一一番
上のC欄に書いてありますのが、千キロリットル
を単位とする各電力会社の重油の消費量でござい
ます。関税を還付いたしますときには、還付額はこ
の重油消費量に百三十円かけということに相なつ
ておりますので、それをかけた百万円単位の金額
をその欄に書いてございます。合計しますと十一
億で、これは一二%の関税のうち四%分の、いわ
ゆる一般還付と称しておるもの、これが十一億と
いう意味でございます。それから下が特別還付で
ござります。特別還付のときの一つの計算の基礎
をここに書いてあります。計算の基礎は石炭引き
取り量、基準量、増加引き取り量とありますが、
この増加引き取り量に対しまして還付する、こう
いう制度でございまして、還付額はまだ本年度は
見通しが立っておりません。なぜ立たぬかといい
ますと、この表でごらんになりますように、三十
九年度では基準引き取り量が比較的高いために、

す。また今後もふえる見通しでございますので、本年度八百二十万トン程度のものでござりますが、来年は八百七十五万トンないし八百八十万トン程度になるのではないかというふうに考えております。

それから次に四ページの、これは滝井先生から特にこの前御質問があつた点でございますが、原燃料の輸入の見通しでございます。これは鉄鋼、ガス、コークス部門についてでございますが、強粘、弱粘合わせて書いております。輸入といたしましては、本年度の見通しは、鉄鋼、ガス全部入ればまして千三百万トン程度の輸入でございます。千三百万トンのうち、強粘が千百六十八万トン、弱粘は百三十三万トン程度の見通しでござります。来年も同程度の見通しで現在おるわけでござります。

実際問題としてほとんど対応されないのが現状でござります。しかし今回の特別措置で三十九年度も若干返るよういたしたいというふうに考えておりますので、特にこれは未定いたしたわけでございます。現在の基準量の立て方では三十九年度は通常では返らない、こういうことでござります。来年度からは、先生御承知のように基準量を引き下がますから、還付がふえてくる、こういう形になります。

後再申請し整理されたもの、また整理が確実なもののが十七炭鉱で、生産量としては約九十万トン程度ある。これは撤回後再申請したというものであります。B欄の、撤回後保安整理または自然消滅したものが二十三炭鉱ございます。それからC欄の、撤回後再申請しているが、当分整理の見込みがないもの、もう一へん申請だけはしているというものが三炭鉱、一二二万トン程度あります。それから交付申請を撤回して依然としてそのまま事業を継続しているものが十八炭鉱百四十八万トン程度ござります。

○加藤委員長 伊藤卯四郎君
○伊藤(卯)委員 時間の関係等もござりますから、二点ばかりにしほってぜひお伺いをしておきたい、こう思います。

それから次は五ページの関税還付額実績及び見通しでございますが、還付制度は、電力、鉄鋼等につきまして三十七年度、八年度、九年度とやつてまいったわけでございますが、三十九年度で見ていだきます。これは産炭地揚げ地電力を全部一応入れておりますが、まず三十九年度の一番上のC欄に書いてありますのが、千キロリットルを単位とする各電力会社の重油の消費量でございます。関税を還付いたしますときに、還付額はこの重油消費量に百三十円かけということに相なっておりますので、それをかけた百万円単位の金額をその欄に書いてございます。合計しますと十一億で、これは一二%の関税のうち四%分の、いわゆる一般還付と称しておるもの、これが十一億とござります。特別還付のときの一つの計算の基礎をここに書いてあります。計算の基礎は石炭引き

次は七ページの、交付金の交付申請を欄にした
炭鉱の状況調査表でございますが、これも御質問
にあつた点でございます。これはまずA、B、C、D
欄がございますが、注にも書いてございますよう
に、交付金の交付申請の撤回は三十七年度からの
累計として出しております。まずA欄では、撤回

後再申請し整理されたもの、または整理が確実化されたものが十七炭鉱で、生産量としては約九十五万トン程度ある。これは撤回後再申請しているが、当分整理の見込みがないもの、もう一併申請だけはしているというものが三炭鉱、一二二万トン程度あります。これらから交付申請を撤回して依然としてそのまま事業を継続しているものが十八炭鉱百四十八万トン程度ございます。

以上簡単でございますが、表についての御説明を終わります。

○加藤委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 時間の関係等もござりますから、二点ばかりにしほってぜひお伺いをしておきたい、こう思います。

先にちよっと、多賀谷委員と石炭局長との論争を伺つておりますて、これは私の考え方を申し上げておくだけですけれども、この販売会社が法律的に責任がないというようなことを言っておられたようでしたが、大臣が価格を指示し、それから違反を罰するという、しかも国策的な法律を石炭の問題でおつくりになつて、それが供給者にも使用者にも責任を持たないというなら法律をつく必要はないと思ひます。この点は、もし責任がなさいのだとお考へになるならば、これは私はちよつと問題だと思います。しかしきょうは、それはこでは申しません。

私が大臣に二点ほど伺つておきたいと思ひますのは、法律の十五条によつて、通産大臣が販売価格を電力会社に示す、それに応じ得るものとの問題を、はたして応じさせ得るよう解決ができるかどうかという点を危惧しておるからであります。というのは、たとえば産炭地の電力会社と、それ以外の地方にある電力会社との石炭の購入価格の格差の問題等もございます。それから、産炭地の電力会社は石炭を多く使うが、その他の電力会社と、会社は重油をたくさん使う、こういう問題等があ

ります。こういう問題を一休電力会社のそれを
はたして調整解決をするだけの力があるのかとい
う点に疑問を持ちます。やはり電力会社の自主的
な調整というものを認めてやろうといふところ
に、私はこの法律の、ルーズな点、さつきから言
われておった責任を持たないという問題などがあ
るのだろうと思うのですが、そういたしますと、
これは官僚の圧力調整ということが言われるよう
になつてきやしないかという点を憂慮するわけで
ございます。大臣の定めた指示価格に電力会社が
応じなかつた場合に、一体どういう処置をするの
か。なるほど電力料金については許可権、認可権
等がありますから、これをたてにとって電力会社
をおどかせば、生殺与奪の権を通産大臣が握つて
おるわけでありますから、これは御無理ごもっと
もということになりますが、しかしこのルー
ズは法律でそういう権力をきかしてやるというこ
とは、私はるべき処置ではなかろう、こう思つ
ておるわけでございます。販売会社といふ以上は
電力用炭は一手に買い取る、ある場合には貯炭を
しておいて電力会社の需要に応じ得るだけの販売
会社の責任と使命とというのが、私はあるのでは
なかろうかと思つております。ところがこれに
は、そういう買い取つて売るその間の貯炭をどう
するかという問題などについては、全然考えられ
てないようです。たとえば雨がたくさん降れば水
力が非常に豊富になる。そうすれば当然火力のほ
うを落として水力のほうに依存するというが今
日までやられてきたことで、そういう点から、多
いときは湯水準備金が三百億も四百億もできて
おったという過去の事実もあるわけでございま
す。そういう点から、やはり販売会社である以上
は、以上申し上げたような貯炭というものについ
て責任を持ち、それで需要供給の調整を合理的に
はかっていくという処置がとられなければ、この
会社をつくって、しかも国費を出してやるという
意味がないのではないか、こういうように思いま
すが、こういう点においてこの法律は、実際にこ

れを実施していくことになれば——二、三年前に石油業法をつくりました。あれをあげるときには、政府側もたいへん権威のあるようなことを言ってやりました。ところが業者が言うことを聞かない。聞かないものだから、どうすることもできない。全く死物に類したような法律になつた。ところが政務次官が商工委員会で、実は石油業法は、あれはざる法でございまして、という答弁をやつたことがある。政府みずから法律をわれわれに審議させて制定してこれで完全にやつていこうと書いておいて、今度はうまくかなつたところが、あれはざる法でございましてという答弁をするということは、まことにこれは許されないことがあります。どうも今度のこの法律案を見ても石炭局長はなかなか強いことを言っておられるが、大いに自信と勇気のほどは多とするが、さてやつてみたところが石油業法に類するような結果を招くのじやないかという点が心配をされるので、以上の点等をどういうふうにお考えになつておるか、その点をまず先に一点伺つておきたい。

○櫻内国務大臣 最初の基準価格の問題でございますが、これは御説明するまでもないかと思いますが、基準価格をきめる際、石炭審議会にはかつて会社別にきめるようにこの法律はしておると思います。そうしますと、石炭審議会には需要者のほうも委員に参加をしておるのでござりますから、当然その需要者側の意見も反映して、そして、この基準といふものがきめられる、かのようになつてまいりますから、ただ単に供給側と申しますから、会社側と申しましようか、そのほうで一方的にこの価格をきめて、そうして需要者に押しつける、こういうことではないと思ひます。

それから、貯炭のことなどでございますが、これは法律上、必要があれば貯炭のできるようになつております。しかし現状では、需給の関係はどうかといふと、石炭生産のほうが追つつかないという状況に、今後どうしても趨勢はなると思いますので、さっそくに貯炭問題をわれわれとして検

討をしなければならないかというと、実情はそうではないのではないかと思ひます。

○伊藤(卯)委員 時間が指示されてきておりますから、それのこと欠かぬようにいたしたいと思ひます。

いま大臣は石炭審議会にはかつてということを言つておりましたが、これはまさにそういうことです。そこで、それこそ八百屋みたいに、何もこの問題だけをやるのでなく、石炭全体の広範にわたる問題をあそこでやるようになります。そこで、それこそ八百屋みたいに、などころでやるということになるのですから。したがつて、この問題はこの問題だけではなく、やはり先ほど私が申し上げたような電力関係のそれぞの立場の異なるものと政府側のほうが中に入つて、そしてやはり調整をしていくことが、この問題解決のために一番妥当ではないか。それからやっぱり貯炭の問題は、これはあらかじめ貯炭の責任をこの販売会社が持つということを明確にしておかないと、後日問題が起つてしまひります。

最後にいま一点伺つておきたいのは、総合エネルギーの問題であります。この調整の機関を通産省のほうで一つの付属機関として何か設けようとしておられるということを伺つておりますが、実はこれは私が三、四年前から、池田内閣當時、池田総理に二回にわたりてこの委員会で答弁を求めておられます。というのは、石炭だけの問題ではこれは解決できぬ。したがつて総合エネルギーの計画の中でも、その中の一つとして、石炭の数量を幾らにするか、価格を幾らにするかといふことはこれは解決できぬ。したがつて総合エネルギーの計画の中でも、その中の一つとして、石炭の数量を幾らにするか、価格を幾らにするかといふことはこれをやはり調整しなければ、いつまでたっても、この石炭はだんだん油なりその他の追い詰められてしまつて、この問題は毎年同じこと繰り返すということになるから、國に強力な総合エネルギーの調整機関をつくつて、そこで油をどうするか、あるいは水力をどうするか、火力を

どうするか。そういう上に立つてこの石炭の数量、価格といふものの位置づけをしていかなければ解消ができない。それをつくらるる必要があるといふことを強く要請しましたところが、當時池田総理も、自分もそれはひとついたしました。こういう答弁でした。それからそのまま過ぎて翌年の通常国会のときに、池田総理はああいうようになつております。ところが、石炭審議会というのは、何もこの問題だけをやるのでなく、どうするつもりですか、いや、近くつくつて出します。こういうことを答弁されたが、その後御病氣でおやめになつてしまつたというようなことで、どうもこれもすいぶん論じられておる問題であります。こういうことを答弁されたが、その後御病氣でおやめになつてしまつたというようなことで、どうもこれもすいぶん論じられておる問題であります。そこで私は申し上げたような電力関係のそれぞの立場の異なるものと政府側のほうが中に入つて、そしてやはり調整をしていくことが、この問題解決のために一番妥当ではないか。それからやっぱり貯炭の問題は、これはあらかじめ貯炭の責任をこの販売会社が持つということを明確にしておかないと、後日問題が起つてしまひります。

○櫻内国務大臣 先ほどの基準価格の問題で御疑惑があつたようですが、石炭審議会の中に需給部会というものが特に設けられておりますが、大臣、この点はいかがですか。

○伊藤(卯)委員 先ほどの基準価格の問題で御疑惑があつたようですが、石炭審議会の中に需給部会というものが特に設けられております。そしてここで価格問題についての検討を行ないますので、私としては需要者の意見がその部会で反映をする、こういうふうに思うのであります。

それから、ただいまの調整機関の必要性についての伊藤委員の非常に御熱心な御主張は、私も承知しておるわけでございますが、これは逃げ口上で言うわけではありませんが、ただいま国会に総合上エネルギー調査会法案の御審議を願つております。この調査会で優先的にこういう問題を御討議願つて、そしてその結論を受けて私ども善処いたしたい、こう思います。

○伊藤(卯)委員 時間がないようですから、本日はこれをもつて終わります。

○加藤委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会